3　安全、安心に暮らせる地域社会

戦略8　安全性確保の体制整備

（関係局：総務局、青少年・治安対策本部、福祉保健局、交通局、教育庁、警視庁、東京消防庁）

＜現状と課題＞

○　高齢者や障害者を含めたすべての人が地域の中で安心して生活できるよう、日常の事故防止や犯罪に対する対応策などを身に付けるための取組を、都や区市町村と住民とが連携しながら進めることが必要であるが、十分とはいえない現状がある。

○　こうした安全性確保の体制を整備していくことや、横断歩道の整備など理解を促進するための安全教育等の普及・啓発も重要である。

＜主な施策と事業＞

施策1　公共交通機関の安全対策

○　都営大江戸線を利用するすべての人の安全のため、全駅のホームに転落防止のための可動式ホーム柵を設置します。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末までの到達目標）
大江戸線可動式ホーム柵の設置 **（交通局）** 高齢者や障害者を含めたすべての人が都営地下鉄を安全に利用できるよう、大江戸線全駅に、可動式ホーム柵を設置する。	平成 19 年度末にとりまとめた整備計画に基づき、転落防止対策の技術的検証を行う。	大江戸線の全駅に、可動式ホーム柵を設置する。

可動式ホーム柵（都営三田線）

施策2　住民参加の防犯対策

○　都は、東京都安全・安心まちづくり条例の施行など、区市町村、事業者、地域住民、ボランティアと協働しながら、地域社会全体で防犯に取り組む体制を整備するとともに、地域の活動などに必要な支援を行い、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
通学路等安全対策推進補助事業 **（青少年・治安対策本部）** 子どもの安全に対する不安が高まっている現状に鑑み、地域の実情に応じた、特に通学路における環境整備を図るため、犯罪抑止効果が高い青色回転灯を装着した自動車を都内の中学校区域に１台以上配備し対策を講じる。	平成 19 年度に開始した事業であり、平成 20 年度は 400 台を配備する予定。	都内の中学校区域に１台以上配備する。
地域安全マップづくり推進事業 **（青少年・治安対策本部）** 犯罪機会論に基づく地域安全マップづくりは、子どもをはじめとする住民自身の被害防止能力向上に有効であり、地域の結束強化による防犯力の向上にもつながるものである。 これを様々な主体が連携・協力して全都的に展開していくため、対象に応じた事業を複合的に実施する。	○地域安全マップづくり説明会　３回 ○地域安全マップ公開モデル授業　３回 ○アカデミー地域安全マップ専科　３回 ○地域安全マップ作製指導員の派遣　150 回 ○学校への実施支援（地域安全マップフィールドワーク補助員用教材開発）	児童生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる。

学校における地域安全マップづくり

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
子ども安全ボランティア活動の推進　（青少年・治安対策本部） 通学路での児童の事件を受け、地域で子どもを守る取組が始まっているが、こうした取組を地域に定着させることが必要である。そのため、講習の実施の他、効果的な啓発を行い、子ども安全ボランティア活動の拡大、全都展開を図っていく。	○ステッカー・啓発ポスター・チラシ配布 ○子ども安全ボランティア専科（区部２回・市部２回） ○子ども安全ボランティア活動の推進強化 ○装備品（腕章）支給	地域で子どもを見守れる取組や子ども自らが自分を守る手段の普及など、学校・ＰＴＡ・地域・関係機関がそれぞれに連携した取組を進める。
防犯ボランティア活動の推進 **（青少年・治安対策本部）** 防犯ボランティアに対して、活動を継続するために必要な支援を行う。	ポータルサイトの主な掲載情報 ○防犯ボランティア団体に対する支援事業 ○東京都情報 ○都内区市町村情報 ○子どもの安全対策に関する情報	防犯の取組内容を紹介するなどの情報の提供やボランティア団体相互の情報交換の場とする。
「地域子ども見守りシステム」の整備　（青少年・治安対策本部） ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、危険な状態にある子どもからの情報を受信して、迅速な保護につなげる機能を持つ「子ども見守りシステム」の運用を目指し、調査・研究を行う。	「地域子ども見守りシステム」調査委託 ○ＩＣＴを活用した子ども見守りの先進事例の研究 ○子ども見守りシステムの必要性と導入にあたっての課題 ○子ども見守りシステムを支える基盤 ○東京都標準モデルの検討	東京都標準モデルの必要性を検証し、必要性が認められる場合には、東京都標準モデルをベースとした地域子ども見守りシステムの各自治体への普及を目指す。

主な事業	現在 （20年度末までの見込み）	5年後の目標 （25年度末の到達目標）
繁華街等における体感治安の改善《平成21年度新規事業》 **（青少年・治安対策本部）** 繁華街等の防犯対策の充実・強化のためには都、区市町村と地域住民、事業者等の役割分担を明確にし、それぞれが連携して取り組んでいくことが重要である。 本事業では、昼夜問わず安全で安心な繁華街を形成するための取組を、選定地域により検証し、他地域も含めた対策につなげていく。	――	３か年の事業とし、年５箇所、計15箇所の繁華街等において体制整備を図る。 加えて、実施地域における取組を他地域に情報提供し、各地における取組を推進する。
地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業　**（教育庁）** 地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立する。	平成20年度事業計画 ○スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 345校 ○スクールガード養成講習会 71回 ○実践的な取組の実施 1区市町村	引き続き区市町村と連携し、地域社会全体で学校安全体制の整備を推進する。
高齢者の保護及び社会参加の推進《再掲》　**（警視庁）** 高齢者が犯罪の被害に遭わないよう保護するとともに、その能力を生かし、生きがいを感じられるような諸対策を、関係機関・団体、地域住民等と共に推進し、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。	○高齢者にもわかりやすい、寸劇等による振り込め詐欺等の被害防止教室（2,500回以上）や興味を示すチラシ（20万部）を作成するなどの広報啓発活動を推進 ○高齢者に参加を呼びかけ、登下校時間帯の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を推進	○引き続き高齢者の知識・経験を生かした地域安全活動を推進する。 ○区市町村、防犯協会、老人クラブ等との連携による高齢者に対する防犯対策、及び広報啓発活動を推進する。

施策3　住民参加の交通安全対策

○　高齢者や障害者を含めたすべての人が地域社会で安全に暮らせるよう、地域住民参加型の交通安全活動を実施していきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
高齢者交通指導員による高齢者の交通事故防止対策 **（警視庁）** 地域で交通安全運動に従事するボランティアを「高齢者交通指導員」として委嘱し、日常生活を通じて高齢者に対する交差点等における保護誘導活動及び高齢者宅訪問による交通安全運動の充実を図る。	高齢者の交通事故防止対策として主に以下の項目について実施する。 ○高齢者宅訪問による、交通安全教育の実施 ○交差点等における保護誘導活動の実施 ○自転車利用時のマナー等に対する交通安全指導の実施	交差点における保護誘導活動を実施し、交差点通行等の高齢者の安全を確保することにより、ドライバー等に高齢の歩行者に対する保護意識を向上させるとともに、高齢者宅訪問による交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全意識の醸成を図り、高齢者の交通事故防止に資する。
高齢者交通安全モデル地区の指定 **（警視庁）** 各警察署に、高齢者の交通事故防止対策に向けた活動を集中的に実施していく地区を「高齢者交通安全モデル地区」に指定し、地域住民と協力して、モデル地区を中心とした高齢者に対する各種交通安全活動、道路環境整備等を実施する。	高齢者の交通事故防止対策として、主に以下の項目について実施する。 ○参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○モデル地区内の交通安全総点検及び道路交通環境整備の実施 ○経過時間表示機能付歩行者灯器の優先的設置 ○交通事故防止に関する各種キャンペーン活動の推進	モデル地区内で、高齢者の交通事故防止に関する各種施策を集中的に実施することにより、地域住民の交通事故意識の醸成を図ると共に、自治体と協力して、積極的に高齢者の交通事故防止に関する交通安全施設の整備やバリアフリー化の実現を図る。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
参加・体験・実践型交通安全教育 **（警視庁）** 交通の現場において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に交通ルールを遵守し、正しい交通マナーが実践できるよう参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	交通安全教育　25,000 回以上の実施	毎年度、受講者の理解を深める交通安全教育を実施するとともに、関係機関、団体相互の連携を図り、重大交通事故防止に努める。

施策4　駅前放置自転車対策

○　都内の駅前の無秩序な自転車の放置は、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって移動する際の障害となっています。放置自転車の問題を広く都民に周知することで、放置自転車の台数を減少させていきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
駅前放置自転車クリーンキャンペーン **（青少年・治安対策本部）** 都内の各駅周辺には、大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者の通行を阻害し、また街の美観を損ねるなど大きな社会問題となっている。そこで、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。	第 25 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン ○実施期間 平成 20 年 10 月 22 日～ 10 月 31 日 ○参加団体　35 団体 ○広域実施 首都圏８都県市において相互に連携し、広域的にキャンペーンを実施	引き続き実施する。 （参考） 区市町村の継続した放置自転車対策によって、都内の駅前放置自転車台数は、平成２年の 24 万３千台をピークに減少を続けており、平成 19 年においても、前年から１万５千台減少し、８万５千台となり、３年連続で過去最少を更新する。

施策5　安全性を配慮した設備の推進

○　都民生活において建築設備や生活用品に起因して発生する事故の原因等の情報を都民に対し提供し、繰り返し同種の事故を発生させないための事故防止を図ります。

○　高齢者や障害者に配慮した信号機や設備を配置し、円滑に移動ができるよう横断歩道や標識などの整備を促進していきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
高齢者等感応信号機の改良 **（警視庁）** 高齢者や障害者が、信号機の設置されている交差点を安全に横断できるよう感応信号機を改良し、歩行者横断時間を数秒間延長できる信号機への改良を行う。	25 箇所の更新	平成 22 年度までに計 75 箇所（平成 20 年度含む）バリアフリー新法の施行に伴い、特定経路上の信号機を高齢者等感応信号機へ改良する。 （平成 23 年度以降未定）
音響式信号機（視覚障害者用付加装置）の整備 **（警視庁）** 視覚障害者が、信号機の設置されている交差点を安全に横断できるよう音響式信号機（視覚障害者用付加装置）を整備する。	150 箇所の改良	平成 22 年度までに計 450 箇所（平成 20 年度含む）バリアフリー新法の施行に伴い、特定経路上の信号機を音響信号機へ改良する。 （平成 23 年度以降未定）
経過時間表示機能付き歩行者用灯器の整備 **（警視庁）** 歩行者事故防止対策の一環として、青信号時における残り時間及び赤信号時における待ち時間を表示する。	60 箇所の整備	歩行者による事故を防止するため、引き続き実施する。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
エスコートゾーンの整備 **（警視庁）** 視覚障害者関連施設周辺、バリアフリー新法の重点整備地区及び個別要望箇所において、横断歩道上に指定された突起物を設置し、横断歩道を通行する視覚障害者の安全性及び利便性を図る。	12 箇所の整備	計 79 箇所（平成 20 年度を含む）において、順次、整備を推進し、横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を図る。

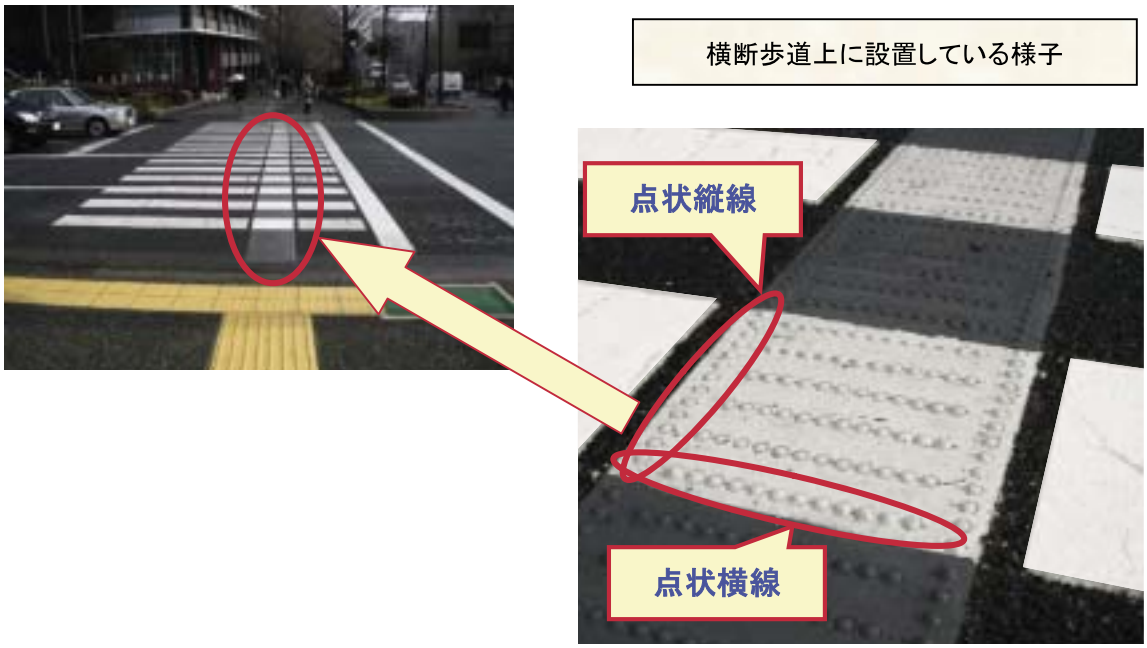

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
視認性を向上した道路標識の整備 **（警視庁）** 夜間における道路標識を発光式、点滅式など視認性の向上を図ることにより交通の安全を確保する。	外周発光式標識 40 箇所の設置	毎年度、同規模で整備を推進し、交通の安全を確保する。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
都民生活において生じる事故防止対策の推進　（東京消防庁） 事故の原因となった建築設備（エスカレーターやエレベーターなど）や家電製品、生活用品の製造者等に対し、事故の状況を通知するとともに、都民にも公表し事故防止の知識の普及、意識啓発を行い、都民生活における事故防止を図る。	○事故状況の確認体制を確立 ○関係行政機関との連携強化 ○都民生活事故情報の提供	○新都民生活事故分析管理システムを導入し、事故情報の迅速な提供を図る。 ○関係行政機関と連携した事故状況の調査・確認を推進する。

施策6　安心して暮らせる生活環境の実現

○　高齢者や障害者を含めたすべての人が火災の被害に遭わないよう保護するとともに、一人暮らしの方でも安心して暮らせるよう援助を行っていきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
一人暮らし高齢者等の安心確保のための事業 **（福祉保健局・東京消防庁）** 一人暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、専用通報機等を用いて外部に通報できるようにすることにより、予め組織された地域協力体制等による速やかな援助を得て当該高齢者の救援等を行う。	高齢者緊急通報システム事業を実施する区市町村に対し、補助する。	一人暮らし高齢者等の安心確保のため、引き続き実施する。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
住宅防火対策の推進 **（東京消防庁）** 地域住民とのふれあいや、行政機関との緊密な連携のなかで、住宅防火対策等を推進し、住宅火災による死者を減少させる。	○東京消防庁及び各消防署において関係機関、有識者、地元町会等からなる住宅防火対策推進協議会の設置 ○防火診断、住宅における防火指導及び消防相談の実施 ○住宅用火災警報器設置促進のための広報活動 ○火災等の災害発生時に早期救出体制が確立できるよう、区市町村と消防署における災害時要援護者に関する情報の共有化を推進	○平成 22 年４月１日までに、住宅用火災警報器の設置率 100％を目標として設置促進を図る。 ○平成 22 年度末までに、特別区と東京消防庁において災害時要援護者情報の共有化を実現する。

地域住民の防火防災意識の向上を図るため、防火診断を実施

戦略9　自然災害への備え及び対応

重点戦略４

（関係局：総務局、福祉保健局、教育庁、東京消防庁）

＜現状と課題＞

○　自然災害への備えとして、災害時要援護者の所在を把握する必要があるが、近年、町会加入率の低下などにより、地域で把握するのが困難な状況にある。

○　個人情報保護にも配慮しながら、日常的に情報の把握や共有に努めるとともに、区市町村、町会、自治会などの地域住民や民生委員などの福祉関係者においても自主的に情報の把握や共有に取り組む必要がある。

○　社会福祉施設については、災害時に二次避難所（福祉避難所）に指定された場合、災害時要援護者の受入場所としての役割を果たす必要があるが、施設自体の耐震強度などの状況について把握する必要がある。

＜主な施策と事業＞

施策1　災害への備え及び対応

○　自然災害に対する備えとして、災害時要援護者に対しての情報連絡体制、避難所までの経路の確保、避難所の設置、運営等を行っていくため区市町村等に支援を行っていきます。

○　外出時に災害が発生した場合には、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」をコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と締結することにより、「帰宅支援ステーション」として位置づけ、水道水・トイレ・災害情報の提供を行うことにより、徒歩での帰宅が困難な方に対して支援を行います。

○　都立学校においては「帰宅支援ステーション」として必要な資器材を整備するとともに帰宅困難者に対し支援を行っていきます。

○　「東京都地域防災計画」に基づき、都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮し、地域において地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、都民の生命・身体及び財産を保護し「震災に強い東京の実現」を図っていきます。

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
社会福祉施設等耐震化促進事業 **《平成21年度新規事業》** **（福祉保健局）** 社会福祉施設等（民間の自己所有建物）が、高齢者や障害者、子どもなど自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震化の取組を行う。	耐震診断については平成 20 年度より、保育施設、高齢者施設等 12 施設について実施。	耐震診断は平成 23 年度までの３か年で、耐震診断未受診の施設に対して、耐震改修は平成 25 年度までの５か年で、Is 値 0.7（Iw 値 1.1）〈※３〉未満の施設に対して補助を行う。 （　）内木造
災害時要援護者の避難体制整備の支援　**（福祉保健局）** 災害時における人的被害を最小限にするために重要課題となっている「災害時要援護者対策」は、各区市町村において対策の構築が早急に求められており、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進していく。	13 区市に対する体制整備を行う。	平成 24 年度までにすべての区市町村における要援護者避難支援体制の構築に向け、支援を行う。
災害時帰宅困難者支援 **（教育庁）** 災害時に発生する帰宅困難者を支援するため、都立高校において、水やトイレ、災害情報の提供に必要な防災資源を整備し、帰宅支援ステーションとしての役割を果たす。	平成 20 年度中に必要な資機材を整備するとともに、各学校において、教職員等による帰宅支援ステーションの運営体制を整備する。	「東京都地域防災計画」における「地震発災時における外出者全員が、４日以内に帰宅できるようにする。」という都全体の目標の一端を担う。

※３ Is（Iw）値：耐震診断時の建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標

主な事業	現在 （20 年度末までの見込み）	5年後の目標 （25 年度末の到達目標）
都立高等学校施設整備事業《再掲》（教育庁） 障害のある生徒の入学時や、改築・改修事業等の中で、学校開放や災害時など、高齢者や障害者を含めたすべての人が、学校施設を安全、安心、円滑に利用できるよう、福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行い、バリアフリー化を促進する。	都立高等学校６校について、改修工事を実施	○改築・大規模改修事業においては、ユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づいたバリアフリー化を取り入れた設計を行う。 ○障害のある生徒が入学した場合、バリアフリー化を行う。
家具類の転倒・落下防止対策の推進（総務局・東京消防庁） 地震時の家具類の転倒・落下による死傷者数を減少させるために、広報ビデオの放映や対策ハンドブック等の配布、転倒防止器具に係る取付講習や展示等により実施促進を図るとともに、事業所及び住宅・不動産業界等への普及啓発、要望を行う。	全消防署に、都民向けの転倒防止器具取付講習で使用する資器材、講習ビデオ、対策ハンドブック、Ｑ＆Ａ集を配置し、町会・自治会、事業所、学校等に対する講習会を開催した。 また、家具類の転倒・落下防止対策推進検討委員会での検討結果を踏まえ、住宅・不動産等の関連業界に対し、家具転倒防止対策の推進に係る要望を行った。	平成 27 年度までに、都民の家具類の転倒・落下防止対策実施率を 60%にする。

学校において家具転倒落下防止の講習会を開催

実際にL型金具の取付体験を実施